

算定要件確認表(サービス提供体制強化加算)

(ア)前年度の実績が6月以上ある事業所の場合

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計	1月平均	
(1)	介護職員の総数													A	
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数													B	B ÷ A
(3)	(1)のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数													C	C ÷ A
(4)	サービスを直接提供する者の総数													D	
(5)	(4)のうち勤続年数が7年以上の者の総数													E	E ÷ D

加算(Ⅰ)
≥70%で算定可
加算(Ⅱ)
≥50%で算定可
加算(Ⅲ)
≥40%で算定可

加算(Ⅰ)
≥25%で算定可

加算(Ⅲ)
≥30%で算定可

(イ)前年度実績が6月に満たない事業所の場合

		月	月	月	合計	1月平均	
(1)	介護職員の総数					A	
(2)	(1)のうち介護福祉士の総数					B	B ÷ A
(3)	(1)のうち勤続年数10年以上の介護福祉士の総数					C	C ÷ A
(4)	サービスを直接提供する者の総数					D	
(5)	(4)のうち勤続年数が7年以上の者の総数					E	E ÷ D

加算(Ⅰ)
≥70%で算定可
加算(Ⅱ)
≥50%で算定可
加算(Ⅲ)
≥40%で算定可

加算(Ⅲ)
≥30%で算定可

●常勤換算方法による職員数の算定方法
 暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定するものとし、小数点第2位以下を切り捨てる。
 「勤務延時間数」とは、勤務表上、当該事業所又は施設において従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数であり、職員1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

・(1)~(4)については、**全て常勤換算値**により記入してください。
 ・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均を用いる。
 ・前年度の実績が6月に満たない事業所(新規の事業所、又は再開した事業所を含む)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。